

令和2年 第34回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月7日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員(14人)
4. 欠席委員(5人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程

議案第 54号 農地法第3条の許可申請について	(4件)
議案第 55号 農地法第5条第1項の許可申請について	(6件)
議案第 56号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(2件)
議案第 57号 農地利用集積計画書について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

8. 会議の概要

○事務局長

おはようございます。定刻になりましたので皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。只今から第34回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、農業委員総数19名中14名です。〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんから欠席の連絡をいただいております。〇〇委員さんはまだお見えになっておりません。定足数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆さん、おはようございます。こういう形式で席を離しての開催も早や3回となり、段々と慣れてまいりました。我々の任期においても総会は残すところ2回です。東温市ではこれから麦の刈り入れが始まり、中山間では田植えも始まっております。農業という業種ではいわゆる3密になる可能性は少ないですが、それでもお互いに気を付けていきましょう。それでは、皆さま、本日もご審議よろしくお祈いします。

○事務局長

ありがとうございました。それでは会議規則第4条の規定によりまして、審議の進行を会長にお願いいたします。

○議長（会長）

それでは、議事録署名人の指名についてですが、本日は、4番 〇〇委員さん、5番 〇〇委員さん、よろしくお祈いします。さっそくですが、議案審議に入ったらと思います。本日は13件の議案があります。まず、議案第54号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、議案第54号、農地法第3条の許可申請について説明します。1番、2番は関連しますので一括で説明いたします。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、799㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の交換です。作付作物は米です。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機を保有しております。労働力は、本人、妻で、常時2人です。耕作面積は、13,903㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。

続きまして、2番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、747㎡、権利内容は、所有権移転の交換です。作付作物は米です。主な農機具の保有状況は、トラクターを保有しております。労働力は、本人、常時1人です。耕

作面積は、6, 084㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、私の担当地域ですので、私から確認結果をご報告させていただきます。

5ページの地図をご覧ください。この辺りは田んぼが続いており、その中で1番、2番の田は、ずっと以前より、〇〇さんと〇〇さんがお互いに誤って耕作しておりました。そこで、相手に農地を返還するより、現状に合わせて農地を交換しようということになったそうです。皆さん、ご審議よろしく申し上げます。

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番申し上げます。

○事務局

3番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、286㎡、〇〇、畑、439㎡、合計2筆で、合計面積が725㎡になります。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、自動耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターを保有しております。労働力は、本人、妻、母で、常時3人です。耕作面積は、10,080㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましても、私の担当地域となりますのでご報告させていただきます。

本件は所有権移転ですが、6ページをご覧ください。〇〇さんと〇〇さんはお近所ですが、〇〇さんの家の前の畑は〇〇さんの所有です。〇〇さんは将来的に後継者の住宅を建てるための用地を探していたので、前から〇〇さんに話をしていたようです。特に問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして4番申し上げます。

○事務局

4番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、974㎡、○○、畑、505㎡、○○、田、209㎡、○○、田、797㎡、合計4筆で、合計面積が2,485㎡になります。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は、米、苺、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、自動耕うん機、田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機、草刈機を保有しております。労働力は、本人、妻、父、母の4人で常時従事しております。耕作面積は、25,247㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さん、お願いします。

○委員 ○○委員

譲渡人の○○さんは財産分けで農地を手に入れたものの、高齢であり農業をするのは難しいため、何とか処分したいと思っていたようです。そのため近くに住む○○さんが買うことで話がまとまったようです。特に問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして5番、議案第55号農地法第5条第1項の許可申請についてお願いします。1,2番は関連しておりますので一括で説明をお願いします。

○事務局

議案第55号農地法第5条第1項の許可申請について。

5番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん、○○さん。土地は、○○、田、241㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は自己住宅（農家住宅）です。権利内容は使用貸借権の設定。開発許可は不要です。令和元年10月9日第27回委員会で除外意見の決定をしております。

続いて6番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○ ○○さん。土地は、○○、田、401㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されま

す。農用地区域は農用地区域外。転用目的は自己住宅（分家住宅）です。権利内容は使用貸借権の設定。開発許可は不要です。令和元年10月9日第27回委員会で除外意見の決定をしております。以上です

○議長（会長）

この件につきましては、第27回委員会で除外意見の決定をしておりますが、それ以降に何かございましたら、地元、〇〇委員さん、報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

除外意見決定の時に説明したとおりでございます。皆さん、ご審議の程よろしく願います。

○議長（会長）

この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして7番をお願いします。

○事務局

7番 貸付人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん、〇〇さん。土地は、〇〇、田、473㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要。令和元年9月9日第26回委員会で除外意見の決定をしております。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましても、第26回委員会で除外意見の決定をしておりますが、それ以降に何かございましたら、地元、〇〇委員さん報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

前回と変更ありません。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして8番について説明をお願いします。

○事務局

8番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、332㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、水道管、下水道管、ガス管の内2種類以上が埋設されている道路の沿道で、容易にこれらの便益を享受でき、且つ、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、都市公園などの公共公益的施設があることから第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、○○委員さん、お願いします。

○委員 ○○委員

説明させていただきます。地図の10ページをご覧ください。左側に○○小学校、保育所があります。○○さんと○○さんは親子です。○○さんは高齢であり、いずれ○○さんがお世話をする時のため、近くに分家住宅を建てたいということです。特に問題ないかと思えます。皆さんご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして9番をお願いします。

○事務局

9番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、279㎡、○○、田、321㎡、○○、田、154㎡。合計3筆で合計面積が754㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれにも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は個人住宅及び進入路。権利内容は使用貸借権の設定。開発許可は不要です。平成28年10月6日第27回委員会で除外意見の決定をしております。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましても、第27回委員会で除外意見の決定をしております。地元、○○委員さん、それ以降に何かございましたら報告をお願いします。

○委員 ○○委員

第27回の説明したものと同じになりますが、○○さんと○○さんは親子です。鳥獣害の被害により今は耕作していない農地に家を建てるための申請です。よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして10番についてお願ひします。

○事務局

10番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん、○○区長をされております。土地は、○○、畑、114㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれにも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、○○委員さんお願ひします。

○委員 ○○委員

12ページをご覧ください。○○には公民館が2つありますが、○○公民館には駐車場がありません。以前は公民館の隣の土地を借りて駐車場に使っていたのですが、地権者の都合により借りられなくなったため、少し離れておりますが、新たに貸付人の○○さんから借り受けることになったと聞いております。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第56号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、説明お願ひします。

○事務局

議案第56号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農用地区域からの除外です。除外後に農地法に基づく転用許可が必要となります。

11番 所有者 ○○ ○○さん、申出者 ○○ ○○さん、○○さん。土地、○○、田、397㎡。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。転用目的は自己住宅です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

ご説明いたします。13ページをご覧ください。申出者の○○さんと○○さんですが、○○さんは所有者の○○さんの娘さんになります。2人は現在借家で暮らしておりますが、お父さんの家の近くに新しく家を建てたいということでの申請です。よろしく願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、12番について事務局より説明をお願いします。

○事務局

12番 所有者 ○○ ○○さん、申出者 ○○ ○○さん、土地、○○の一部、田、1、186㎡の内500㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。転用目的は農家住宅です。開発許可は不要、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 ○○委員

土地の所有者の○○さんと申出者の○○さんは、祖父と孫の関係です。○○さんのお父さんは認定農業者として大規模に農業を行っておりますが、○○さんは高齢で農業が

出来ない状態になっております。そこで、〇〇さんが〇〇さんの田を譲り受け、農家住宅を建てて、家族の農業を手助けしたいとのことで申請をされました。特に問題はないかと思っておりますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第57号、農地利用集積計画書について事務局より説明をお願いします。

○事務局

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。令和2年度第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。1ページおめくり下さい。

今回は6月1日開始分です。申し出件数は165件、面積は434,049㎡。その内、期間借地は44件、面積は141,583㎡となっています。貸し手は142名、借り手は89名です。期間は、1年から20年となっています。中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外6種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値24,295円、最安値3,000円です。現物では、最高90kg、最低15kgとなっております。地目別は、田、434,049㎡、畑、0㎡です。なお、次のページから期間別、地目別の面積等を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

以上の事から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の審議は、全て終了しました。